



発行 津和野町商工会  
 本所 〒699-5605 津和野町後田口187  
 TEL:0856-72-3131 FAX:72-1389  
 日原支所 〒699-5221 津和野町日原225-1  
 TEL:0856-74-1221 FAX:74-1220  
 ホームページ http://tsuwano.shoko-shimane.or.jp/

退任ごあいさつ



事務局長 大庭世界 経営指導員 田中聡  
 令和3年3月31日で退職いたしました。皆様方には大変お世話になりました。会員の皆様のご多幸とご健勝をお祈りいたします。



皆様と共に頑張ります！よろしくお祈りいたします。  
 ～藤山・竹内～

新任紹介



事務局長 藤山宏  
 新任



経営指導員(本所勤務) 竹内和美  
 吉賀町商工会より

**企業に対する施策をまとめました** 4/6現在の簡易的な一覧表です。**対象者や要件についての詳細は必ず主体へ確認を行ってください。**内容は変更される場合もあります。

**売上減少に係る給付(措置)** ※前年の対象月と今年の対象月の売上を正確に確認できる書類等が必要です。町と国では必要書類は異なります。

名称	対象者	主体	条件	申請方法	給付額	申請回数	売上減少の理由	売上回復への取組	所得税課税
業績悪化緩和運転資金補助	町内に主たる事業所を有する中小企業者	町	前年同月比20%以上の減少	商工会窓口から自身で町へ	売上損失額に応じて異なり最大30万円(損失額10万円以下は対象外)	3回(1~3月期まで)	必要 請負は対象外の場合あり	必要	○

**雇用に係る補助** ※いずれも労働保険(雇用保険と労災保険)未加入事業者は対象外です。

名称	対象	主体	提出先	申請方法	給付額	給付日数(回数)	条件	所得税課税
雇用調整助成金	雇用保険被保険者に対する休業手当	厚生労働省	ハローワーク	書面もしくはWEB	助成額は平均賃金額や所定労働日数・支払った休業手当額によって異なります	緊急対応期間中(～令和3年4月30日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができる	最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少していること	○
緊急雇用安定助成金	雇用保険に該当しない労働者に対する休業手当(労災保険対象者)	経済産業省	ハローワーク	書面もしくはWEB	助成額は平均賃金額や所定労働日数・支払った休業手当額によって異なります			○

**融資(コロナ関連)** ※利子または保証料の補給についてはお問い合わせください。

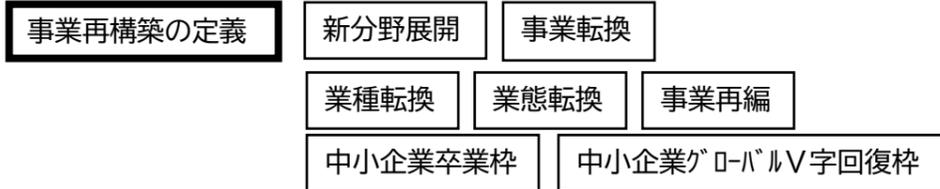
※運転資金のみ記載しています

名称	貸付機関	申込	提出先	申請方法	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	利率	条件	借換
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫	基本直接	公庫	WEBもしくは郵送	60,000千円	15年(5年)	いずれも3年目までは実質無利子。(県制度一部有利子)4年目以降は利子が必要です。HP等で確認してください。	1.最近1カ月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していること またはこれと同様の状況にあること 2.中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	可能
新型コロナウイルス対策マル経	日本政策金融公庫	商工会の推薦	公庫	商工会から郵送	10,000千円	7年(3年)			
セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)	島根県信用保証協会(民間金融機関)	民間金融機関(商工会の意見書が必要)	保証協会	金融機関が保証協会持ち込みもしくは郵送	80,000千円	12年(3年)	責任共有外 年1.10%(固定金利) 4年目以降 年1.25%(責任共有)	金融機関に確認してください	可能なものあり

**コロナ対策費用や販路開拓・新事業展開の補助** すべて審査により採択されるので確実に利用できるわけではありません。一部事前の取り組みも認められますが基本的には採択されてから取り組むものが対象です。

名称	対象	主体	提出先	目的	補助率/補助額	条件	申請期限	所得税課税
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者	全国商工会連合会	商工会	経営計画の作成による販路開拓	補助対象経費の2/3以内50万円まで	要綱を参照	令和3年6月4日(金) 令和3年10月1日(金)	○
小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型)	小規模事業者	中小機構	WEB申請	ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入	補助上限:100万円 補助率:3/4 (感染防止対策費については、1/4(最大25万円)を上限に補助対象経費に計上することが可能)	経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取り組み	全6回 第1回は5月12日(金)	○
事業再構築補助金	対象事業者	中小企業庁	WEB申請	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため	補助率2/3で補助額100万円～	申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している者	第1回は4月30日まで	○
一時支援金				事業継続支援	中小法人上限60万円、個人事業主上限30万円	2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月、3月のいずれかの月の月間事業収入が同月で比較して50%以上減少した者	令和3年5月31日	○
個別商業包括的支援事業	町内の中小企業者等	町	商工会から町	地域経済の活性化及び雇用の創出と拡大	補助対象経費の1/2以内限度額は10万もしくは30万円(事業内容による)	新商品の開発、新技術の開発及び産業財産権の取得並びに販路開拓等に要する経費、商品開発に係るデザイン等の費用、人材育成等に要する経費	予算終了まで	○

# 事業再構築補助金



事業計画を作成し、採択を受ける必要があります。事前着工は、事務局の承認を得れば一部認められる場合があります。

**補助対象経費の例**  
 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等  
 【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00~18:00（土日祝日を除く）】  
 <ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

## 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

# 企業の思い切った事業再構築を支援

(中小企業等事業再構築促進事業)

**対象**  
 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業	通常枠	補助額 100万円～6,000万円	補助率 2/3
	卒業枠*	補助額 6,000万円超～1億円	補助率 2/3

\*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。  
 ※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業	通常枠	補助額 100万円～8,000万円	補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)
	グローバルV字回復枠**	補助額 8,000万円超～1億円	補助率 1/2

\*\*グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。  
 ①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して15%以上減少している中堅企業。  
 ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加を達成すること。  
 ③グローバル展開を果たす事業であること。

**緊急事態宣言特別枠**  
 上記1.～3.の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6～20人	100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上	100万円～1,500万円		

令和2年度3次補正予算  
 3月26日(金)公募開始しました(4月15日(木)申請受付開始予定)  
 ※詳細は事業再構築指針や公募要領をご確認ください。

# 一時支援金

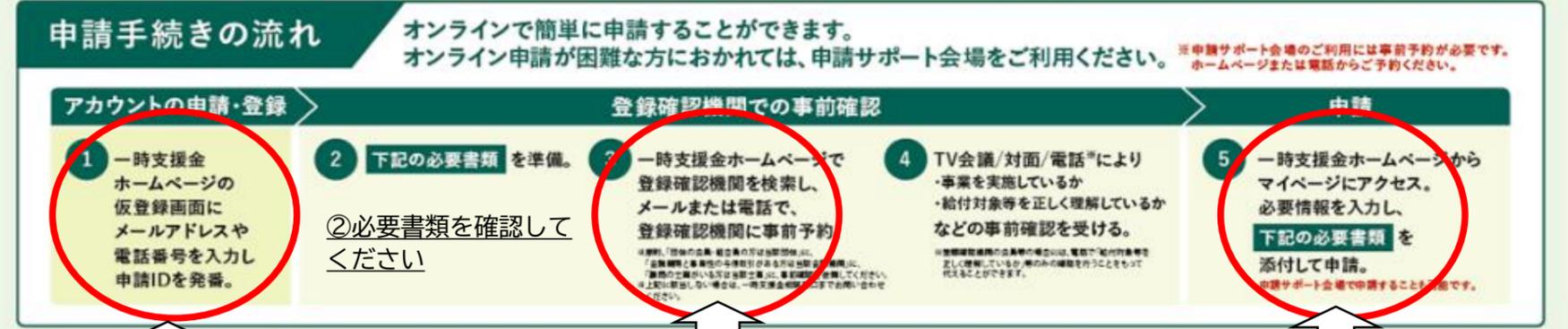
**申請期間** 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

**給付額**  
 中小法人等 上限 60万円 個人事業者等 上限 30万円 を支給します。  
**給付額** 2019年または2020年の1月～3月の合計売上ー2021年の対象月\*の売上×3ヶ月  
\*2021年1～3月のうち、2020年または2019年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

**注意事項**  
**対象者は緊急事態宣言発令に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること→これが統計や台帳などで説明できる**

商工会は確認機関になっているので、代行することはできません。ネット回線が無い方はご相談下さい。

津和野町は「宿泊者数」が緊急事態宣言地域11都道府県からの割合50%以上に該当しました。全移動人口では該当していません。宿泊業以外の方が該当するかどうかは事務局にお問い合わせください。  
 ※益田市ほか島根県は該当していない地域がほとんどです。



①まずは、HPIにて申請IDを取得してください。  
 ②申請IDをもって、税理士事務所や商工会で事前確認を受け、認定支援機関は事業者であることなどを確認し、確認者のIDでこれを登録します。  
 ※津和野町商工会では送付されたIDが、利用できないものであったため、現在再発行を依頼しています。顧問税理士がおられる方は税理士事務所でご確認をお願いいたします。

④必要書類(左下)を電子データ化し、マイページから申請をしてください。

	中小法人等	個人事業者等(事業所得)	個人事業者等(主たる収入が雑・給与所得)
宣誓・同意書	○	○	○
取引先情報一覧	○	○	○
確定申告書類	○	○	○
対象月の売上台帳等	○	○	○
履歴事項全部証明書	○	○	○
通帳の写し	○	○	○
本人確認書類の写し	○	○	○
国民健康保険証の写し	○	○	○
業務委託契約等収入があることを示す書類	○	○	○

**保存書類**  
 飲食店時短営業・外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店または宣言地域の消費者であることを示す書類を保存してください。

**主な例**  
 <必須> 自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す帳簿書類および通帳  
 <上記に加えて、以下のいずれか1項目>  
 ・宣言地域内で消費者向けの事業を行っていることを示す商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿  
 ・旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪していることを示す統計データ  
 ・宣言地域の消費者との継続した取引を示す顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果  
 ・自らの販売・提供先が宣言地域内の卸売市場または流通事業者であることを示す書類  
 ・所在地域から宣言地域内の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す書類・統計データ

提出書類ではありませんが「要件」であるということです。

顧客の50%以上が緊急事態宣言地域11都道府県からの割合50%以上であるということが証明できるデータを用意しておいてください。

事前確認には、下記の資料が必要ですが、登録確認機関となっている各機関の会員、顧問先、事業性融資先等の場合、1～5の書類の確認を省略することができます。その場合は、6のみをご準備ください。

- ①本人確認書類
- ②履歴事項全部証明書(中小法人のみ)
- ③収受日付印の付いた、2019年1月を期間内に含むもの以降、全ての確定申告書の控え
- ④2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書等)
- ⑤2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- ⑥代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」